

## 第7期 第34回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月11日（木） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（14人）
4. 欠席委員（5人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

議案第 122 号	農地法第3条の許可申請について	（5件）
議案第 123 号	農地法第5条第1項の許可申請について	（1件）
議案第 124 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	（2件）
議案第 125 号	農用地利用集積計画について	（1件）
7. 農業委員会事務局職員（3人）

## 8. 会議の概要

### ○局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中14名です。3番 ○○ ○○ 委員、4番 ○○ ○○ 委員、8番 ○○ ○○ 委員、12番 ○○ ○○ 委員、14番 ○○ ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

### ○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

農繁期を迎えまして、山間部のほうでは田植がすすんでいるようです。平野部は麦ができており、まもなく刈らなければならない状況の中で今年は麦の田を見てもらいますと少し様子が変わってきております。今は小麦を作付けするひとも増えてきており、裸麦より、少し色づきが遅いのが小麦ですので、この辺りを走行していたら目につくと思いますので、見といていただけたらと思います。

また、皆様には日ごろから大変お世話になっておりまして、とくに小委員会の皆さん何回も足を運んで議論していただいております。これがこれからの東温市の農業委員会の基本となるべきものですので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは只今から第33回農業委員会を開会いたします。

本日の議案は9件です。慎重に審議いただけたらと思います。

まず、本日の議事録署名人ですが、9番 ○○ ○○ 委員さん、10番 ○○ ○○ 委員さん、よろしく申し上げます。

議案審議に入っていきます。まず、議案第122号農地法第3条の許可申請について、5件を議題といたします。1番目と2番目の案件につきましては譲受人が同一ですので、一括して審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

### ○事務局

議案第122号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、345㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機、草刈機、動力噴霧器です。労働力は、本人、子2名の常時3人です。耕作面積は17,105㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

続きまして、2番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、510㎡です。権利内容は売買です。作付作物以下同じです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないた

め、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図5ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。〇〇さんは〇〇では農業に欠かせない人材でありまして、米麦をたくさん栽培しております。今回土地の有効利用と効率的な営農を考えて売買に至ったとのこと。特に問題はないと思われまます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、230㎡。同所同字〇〇番〇、田、747㎡。同所同字〇〇番〇、畑、98㎡。計3筆で、合計面積1,075㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は水稻、野菜、栗です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機、動噴です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は4,006㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図6ページをご覧ください。場所は〇〇にあります。申請地に隣接している土地で〇〇と記載された家がありますが、ここが〇〇さんの生まれ育った場所になります。譲渡人と譲受人は兄弟です。以前農業委員会で〇〇さんが耕作することについて

て許可となった案件でして、譲渡人は今後農業を行うことはないとのことから、贈与で話がまとまったとのことです。特に問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（会長）

只今、説明がありました、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、303㎡。同所同字〇〇番〇、畑、255㎡。計2筆で、合計面積558㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕運機です。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下であるため、事務局にて農地法3条許可申請書及び営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、この度の法改正により、僅少面積でも農地を取得できるようになったことを機に譲渡人との話し合いで贈与していただくこととなった。必要な農機具については譲渡人から貸借し、季節野菜を中心に作付けを行い、収穫物については、JAや産直市等への出荷を予定しているとのこと。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間150日程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明します。地図7ページをご覧ください。○○さんのご主人さんが3年前に亡くなられて、体調も悪くなったため、○○さんに贈与したいとのことで話がまとまりました。この農地については3年前に仮登記しており、○○さんが耕作しておりました。当初は40aの下限面積があったため、所有権移転できなかったが、今回の法改正により下限面積が廃止されたことに伴い、本登記したいとのことから話ができたとのことです。○さんは高齢ではありますが、意欲と元気があります。体が続く間は野菜を栽培していきたいとのことです。周辺への影響もないことから、特に問題ないと思われまます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

譲受人はかなり高齢ではありますが、問題なく農業ができるのでしょうか。

○委員 ○○委員

自宅の南側が申請地として、距離も近いと問題ないと思われまます。実際にお会いし、すごく元気な方なので、今後も熱心に農業に従事していただけると思われまます。

○議長（会長）

ほかに何かご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めまます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目の案件につきまして事務局より説明願いまます。

○事務局

5番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 松山市○○番地○ ○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、207㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は贈与です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕運機です。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下であるため、事務局にて農地法3条許可申請書及び営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項各号の該当の有無を確認しております。まず第1号不

耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、この度の法改正により、僅少面積でも農地を取得できるようになったことを機に譲渡人との話し合いで贈与していただくこととなった。耕耘機を所有しており、自家消費分として季節野菜を作付け品目が安定した段階で経営規模を拡大する予定である。収穫物については JA や産直市等への出荷を予定しているとのこと。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人1人で、年間150日程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図8ページをご覧ください。場所は〇〇になります。先ほどの案件と同様、〇〇さんは体調が悪いため、この際に〇〇さんに農地を贈与したいとのことで話がまとまったとのこと。〇〇さんの実家は〇〇にございまして、現在働かれておられるため、兼業となるが休日は〇〇に帰ってきて農業を行うとのこと。意欲がかなりある方なので、特に問題ないと思われ。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第123号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第123号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。

6番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 香川県高松市〇〇番〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、447㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は農用地区域内農地。転用目的は残土置場。権利内容は賃貸借権設定です。開

発許可は不要。東温スマートインターチェンジ工事に伴う一時転用です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図9ページをご覧ください。場所は〇〇の北側になります。今回こちらの土地がスマートインターチェンジの工事に伴う残土置場として申請を受けたものです。昨年1年間も数件一時転用がでてきておりますが、工事の遅れを踏まえて次々とでてきていることが実態であります。特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第124号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第124号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について説明いたします。用途区分変更についての案件になります。7番 所有者申出者 東温市〇〇番地〇 〇 〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、54㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は農用地区域内農地です。転用目的は農業用機械置場です。開発許可は不要、転用許可も不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は10ページになります。場所は〇〇の南側の農村地帯です。〇〇さんの敷地内に対象の土地がございまして、そこを農業用機械置場にしようとコンクリートで舗装してしまい、そのことを近所の方から指摘されたため、今回の申請に至ったとのことです。本人は法的なことを分かっていなかったということ。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ご

ございませんか。

( 意見 ・ 質問 なし )

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして、事務局より説明願います。

#### ○事務局

農用地区域からの除外についての案件になります。8番 所有者 東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、256㎡。外5筆で、計6筆。合計面積4,135㎡です。都市計画区域はその他区域。農地区分は第3種農地です。転用目的は事務所、倉庫、資材置き場です。開発許可は不要、転用許可は必要です。以上です。

#### ○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

#### ○委員 〇〇委員

説明します。地図は11ページになります。場所は〇〇にあります。〇〇は機械等を運ぶ会社でして、建設のほうは足場を設置しているとのことでした。地元の改良区とも話し合いができており、改良区のほうからも話を聞いております。特に問題ないと思われれます。以上です。

#### ○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

#### ○委員 〇〇委員

申請地付近には〇〇川があり、排水や洗車した油の問題は出てこないのか。

#### ○事務局

別紙3を添付しておりますのでご確認ください。この案件についての計画平面図でございます。まず、〇〇は〇〇町から完全移転とのことで、こちらのほうに越してくることになります。本社もこちらに移転してきて、事務所と倉庫にかかわるすべてと建設業の足場置場も使うとのことです。先ほど質問のありました排水の件ですが、事務所があり、トイレもありますので、汚水を排水して処理水を流すと思われれます。洗車についても行政書士に確認したら。おそらく洗車はするとのことと、アスファルト舗装についてもするだろうとのことです。なお、面積が3,000㎡以上の案件になりますので、東



温市の内部で都市計画審議会に諮る案件になりますので、そちらのほうで開発許可基準にかかってくるため、排水についても同意関係まで全て揃えなければならないこととなっておりますので、その辺りは担保されていると考えております。以上です。

○議長（会長）

ほかに何かご意見はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第125号、農用地利用集積計画書について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第125号農用地利用集積計画について説明いたします。

お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和5年度第2号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。

今回は6月1日開始分です。申し出件数は105件、面積は246,668㎡。

その内、期間借地は11件、面積は50,479㎡となっています。

貸し手は96名、借り手は66名です。期間は、1年から20年となっています。中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外6種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値6,460円、最安値2,709円です。現物では、最高60kg、最低5kgとなっております。

地目別は、田 246,668㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。

以上が概要でございますが、東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。

以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたらと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、9件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和5年6月8日となっております。

以上で第34回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。